定取引（Kontokorrentgescäft；当座貸越信用を意味する）による長期信用への展開ということができる。長期信用は銀行にとって大きなリスクであるが、銀行は長期固定貸付を流動化するための手段として対象企業の株式・社債を引き受け、それを大衆にはめ込むことにより資金の回収を図り、かつ巨額な創業者利得を稼得することができたといわれている。

（e）監査役の派遣

銀行と産業との関係は、上述の物的関係を前提として銀行から企業への監査役の派遣という人的結合関係へと結びついていく。監査役の派遣により内部情報が銀行に流れやすく、ますます銀行と産業との関係が密接になるといわれている。

ゲスラー委員会報告では、これらの諸要因をひとつひとつ取り上げながら必ずしも個々の要因には断定できず、それ以外の経済的要因の可能性も考えられるとやや歯切れが悪い。しかしながら、それらを総合した影響力（影響可能性の累積）を指摘しており、銀行は産業に対して影響力を有していると批判している。

V．おわりに

以上、西ドイツの会計制度を素描し、社会関連報告の実態を追い、会計とかかわりの深い銀行・証券制度について検討してきた。最後にこれらを総合的に、ディスクロージャー制度全体の中での社会関連会計の位置・役割を検討してみたい。

ドイツにおける社会関連会計は1970年代にはいり、それ以降の指針となる「報告」（1975年）・「提言」（1977年）が公表され実務として定着してきたのであるが、実際には、企業はさらにさかのぼって慣習的に、主として従業員に関係した情報ではあるが、社会関連的な情報を開示してきている。近年の特徴は公害問題への関心から環境保護などへの拡張と理解されるが、依然としてその中心事項が従業員であることは間違いない。

一方、ディスクロージャー制度における株主の位置であるが、資金調達が間接金融中心であり、証券市場が相対的に未成熟であると指摘されており、証券市場との関係がとくに深いアメリカと同じ枠組で会計制度を検討しても意味がないものと思われる。ディスクロージャー制度において株主を強く意識する必要が制度的にも（株式法・商法上）、経済的にも（証券制度の未成熟）強くないといえるであろう。最近わが国でも問題になっているインサイダー取引に対してはとくに法的な規制を設けずに、申し合わせ・自主規制で対処しようという態度は、ドイ

ツにおける証券市場の性格の一端を表しているといえよう。

本来、会計規制は株式会社設立に際しての特許主義から準則主義への移行に伴う企業に対するある種の規制を意味していると考えられ、ディスクロージャーには公的・社会的統制の役割を期待されてきた。債権者保護・投資家保護は各時代の社会的弱者を保護するための思想であり、とくに前者はドイツ商法に伝統的に流れているが、資金調達の関係上、株主に対する直接的な報告は不可能であり（意図的に不可能としてきたのかもしれないが）、結果として公的・社会的統制の役割が強く意識されてきたものと思われる。近年のディスクロージャーの拡張は、証券流通・発行目的、会計情報的側面の挿入と考えられる。それに対して、従業員は経営参加・共同決定あるいは家族主義的経営をもとにして、慣習的にディスクロージャー制度の一部に組み込まれている。すなわち、従業員関連報告は社会関連会計の一部としての位置づけのみならず、ディスクロージャー制度のひとつとして位置づけることが適当ではないかと考えられるのである。

＜脚注＞

(1)拙稿「西ドイツにおける社会関連会計の形成と展開 －『従業員関連報告』としての特徴と本質－」『経営研究』第35巻第４号1984年、参照。

(2)各国のディスクロージャー制度の発展に最も大きな影響を与えているのは資金調達（直接金融か間接金融か）との関わりであろうと思われる。例えば、アメリカの場合は証券市場の発展が会計制度の背景として大きく存在している。ドイツの場合、商法規制の論理と金融構造とのかかわりがさらに検討されねばならないであろう。

(3)Adler/Düring/Schmalz, Rechnungslegung und Prüfung der Unternehmen, 1987. わが国への紹介文献としては、森川八洲男「西ドイツ新商法会計制度をめぐって －1985年『会計法』を中心として－（1）～（12）」『会計』131-4, 1987年～133-6,1988年、黒田全紀編著『解説西ドイツ新会計制度 －規制と実務－』同文舘,1987年があげられる。

(4)黒田全紀編著『前掲書』,1987年。

(5)森川八洲男「前掲論文（3）」『会計』131-6,1987年,p.122.

(6)「真実かつ公正なる概観」の原則は強制離脱基準によって支えられている。強制離脱基準とは、「真実かつ公正なる概観」を示す妨げになる場合には会計基準から離脱し、その影響を明らかにせねばならないことを意味している。ドイ

ツ伝統的商法概念からすれば強制離脱基準はその伝統と矛盾するものであり、フランコ・ジャーマン系商法の成文法主義とアングロ・サクソン系商法のコモン・ロー主義の相克といわれている。

(7)流動性配列法は企業の流動性の良否を貸借対照表によって判断した銀行信用目的の影響であるといわれており、また固定性配列法は企業の長期資本の運用状況の判断に役立つといわれている。後述するように、ドイツでは間接金融中心であり、銀行信用目的に照らせば流動性配列法がより有用であると思われる。さらに、アメリカが信用分析を端緒として経営分析を実務的に発展させてきたのとは異なり、銀行と企業の人的結合の強いドイツにおける経営分析は、その初期とされるSchmalz, K.の著作もアメリカにおける初期の経営分析業績をドイツに紹介したものである。これらの点に関しては、ドイツにおける銀行と企業との関係を歴史的により深く掘り下げて考察する必要がある。

(8)統合型ではないが、年次報告書とは別に „Sozialbilanz“ と名付けている報告書を作成している企業には以下の２社がある。

Saarbergwerke AG.･･･Sozialbilanz '85

RUD-Kettenfabrik Rieger & Dietz U.Co.･･･Sozialbilanz

(9)開示情報の中に従業員関係が通常含まれている背景には、それ以外に、従業員持株制度の普及・障害者雇用の義務づけ（わが国では、1.5％から1.6％に引き上げられたが、西ドイツでは６％である）・社会システムに企業の職業教育訓練制度が組み込まれていることなどが指摘されよう。

(10)D.S.ランデス著（石坂昭雄・冨岡庄一訳）『西ヨーロッパ工業史Ⅰ 産業革命とその後 1750-1968』みすず書房、1980年、p.227.

(11)ドイツ銀行（Deutsche Bank）・ドレスナー銀行（Dresdner Bank）・コメルツ銀行（Commerzbank）が３大銀行と呼ばれ、銀行の中でもとくに重要な位置を占めている。なかでもドイツ銀行は資金量・産業に対する支配力（たとえば監査役派遣の数）・業務の範囲の点で支配的な地位にある。

(12)日本証券経済研究所『西ドイツの金融・証券制度「銀行構造委員会報告」を中心に』日本証券経済研究所、1984年。この委員会は銀行監督庁である大蔵省の諮問委員会として組織され、報告書は銀行の産業に対する影響力に関して、直接にはユニバーサル・バンク制度の良否をめぐっての調査結果である。